

第二十八回
参議院文教委員會會議錄第十四号

(一九七)

昭和三十三年四月一日(火曜日)午前十一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
吉江 勝保君
竹中 勝男君
委員 大谷 饒雄君
下條 康磨君
林田 正治君
林屋 龜次郎君
三浦 義男君
秋山 長造君
松永 忠二君
吉田 法晴君

國務大臣 松永 東君
文部大臣 齋藤 正君
文部大臣官房 齋藤 正君
文部省初等中等教育局長 内藤 三郎君
文部省大学學術局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工樂 英司君
會専門員

本日の會議に付した案件
○義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件
(道德教育の実施に関する件)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員會を開会いたします。

まず、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(松永東君) 今回、政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教材に要する経費につきましては、それぞれ、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によりまして、国庫がその一部を負担いたしております。

今回、国及び地方公共団体の負担区分を明らかにするため、国の一部負担を二分の一負担と改め、国の負担額と同額の地方費を確保するとともに、国の負担額の増額をはかり、もって教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担の軽減に資したいと考えております。

また、学校図書館の内容の充実に關しましては、昭和二十九年年度以来、学校図書館法による国庫負担が行われておりましたが、おおむね、その充実を見るに至りませんでした。また、この負担金は教材費国庫負担金とはほぼ同性質の

負担金でもありますので、今後は、これを教材費の中に含めまして、学校図書館の経常的な整備充実をはかることとしたのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法及び学校図書館法につきまして、それぞれ所要の改正をいたしたものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 本案につきましては、従来の教材費、あるいはPTA会費、あるいは学校図書館の費用とか、いろいろ関係資料が必要だと思ひます。そこで、必要と思はれる資料については、政府の方で用意して、すみやかに御提出願いたいと思ひます。本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(湯山勇君) 次に、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○吉田法晴君 議事進行について発言をいたしますが、育英会法について質疑をしていくというのであります。が、昨日、お茶の水の大講堂で、文部大臣、それから内藤初局長が出席になつて、道德教育に關連して重大な御発言があつておるようであります。この際、質疑をいたしたいと思ひます。

が、お許しをいただきたいと思ひます。

問題は、教育の問題は、私は、戦前は政府が勝手にやれたかしらぬと思うのであります。新しい憲法のもとにおいて、政府が勝手に教育をやる建前にはなつておらぬと思う。道德教育の問題について、これだけの論議があり、国会でこれだけ問題にしておる際に、文部大臣の本會議における答弁と違ふ方針が、局長により示達をされ、あるいは法規の改正も局長が言明するに至つては、これは言語道斷だと思ひます。

のであります。育英会法に關連して質疑をするということでございます。けれども、その前に、本問題について、緊急に質疑する、審議をするように、お取り計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ただいまの吉田君のお申し出の質疑を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶる者あり〕

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。吉田君。

○吉田法晴君 それではお許しを得て質疑を申し上げます。これはきのうの日経、それから読売、毎日と三新聞、まだほかにもあるかもしれぬと思うのであります。が、報ぜられておるところでございます。から間違ひない事実だと思ひます。文部大臣、内藤初局長、昨日お茶の水の講堂で都道府県教育委員會の指導部長、あるいは道德担当の指導主事、

小、中学校の校長ら約千人を招いて連絡協議会を開き、道德教育問題について指導をされたということでありまして、さうでございますか。

○國務大臣(松永東君) きのうの朝、お茶の水大学に集まつておられるところに参りまして、私一席あいさつしました。が、そのあいさつが文部省で作つたあいさつを読み上げました。そしてすぐに帰つてきたわけでありまして、その内容は、要するに今度道德教育について特別な時間を設けるようになったから、この時間を設けて道德教育を進めるといふことについて万全な策をとりたいたいと思ふからよろしく御協力を願ひたい、こういう意味のことを申し上げたように記憶しております。

○吉田法晴君 内藤初局長には別なお尋ねをいたしますが、出席をしておられることは間違ひないと思ひます。内藤局長は、いつ大臣の責任ある国会における答弁を変更する権限を与えられたのか承わりたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 私、大臣の国会における答弁以外のことは触れてないはずでございます。少くとも大臣の答弁を私が変更したような事實はございません。

○吉田法晴君 これは、御本人の松永君がここにおられるのであります。から、松永君からもあとで御質問をいたしたいと思ひます。が、三月二十八日の本會議で文部大臣の答弁については、これは道德教育の問題について教育委員會が法律的に縛られる

指導通達なら守らないということとは、私はこれは形式論だと思ふのです。

○松永忠二君 そのところですよ。形式論だと言ふけれども、あなたの言われておること、やられることがすべて正しいとみんなが判断しているならそれでいいかもしれぬと、こう言うのです。現に国会の中で参考人と呼ばれる、ああいうふうに対処をなさっているんでしよう。現場でもこの問題については相当危惧を持っておるし、また、あなた方が招集された校長協議会でも、この問題については相当あなた方の意図に反した発言をなさっていることも事実でありましょう。だから私は、むしろ形式論としてではなくして、内容的にはやはり一つの案をまとめ、それを試案として出して見た。ところが、これについては工合が悪いじゃないかというふうな、いろいろさまざまな意見もこの間に出てくるだろう。それだから、これについてまた再度、学習指導要領を作るときには、教材等調査研究会が十分そういう意見を取り上げて、とにかく教育をやっている現場の教師の意見というものを尊重するべきであると思ふ。一体、学校で授業をしているのは役人じゃないでしよう。国会議員でもありませんよ。現実にはそれを取り扱ってやっていると、苦心をしているのは、私は、教師だと思ふ。こういうところにある教師のやはり発言権を尊重していくということが、私たちは、役人の務めでもあるし、われわれもまたそういうふうにくべきだと思つてゐる。だから、あなた方がやられている事柄が、すべて万人賛成であつて、しかも法的に準備が整わないからおやりにな

らないということであれば、これは、形式論だということも私はいいと思ふ。内容的に、形式論ではないと私は思ふ。そういうことまで、あなた方は何もかもこれがいいのだという考え方で、現実にはあなたが新聞に発表したことに對して反対をしている人もあるじゃないですか。そういうことにちつとも耳をかきずにおやりになるといふことは、局長としておやりになることは、一体、私はどういふふうにするか、これを判断をされているのか。これを形式論とのかどうか。合せて一つ文部大臣にもその考え方を聞きし

○國務大臣(松永東君) 私は、松永委員の仰せになることもよくわかる。よくわかるけれども、あなたのおっしゃること、要するに、議論がたぐさんあるのだから、議論がたぐさんあるからして、もう少し研究を重ねてやつていって、もう少し御主張でありましたらどうか、こういう御主張でありましたらどうか、これだけの問題について、一人の反対論もないようにするといふのは、それは百年河清を待つと同じことだ。必ず相当の反対論がある。反対論があまりすけれども、それは徐々にやはりやり方によつて反対論がなくなるのじゃないか。私はそう思ふ。ことに最近あつた高等学校、中学校あたりも、新聞に伝えられるところによると、卒業式をやるのに警官を連れて来てやらなければ、卒業式がやれないのだというふうな、それが実情ですよ。ですから、そういうふうな問題が日に日に起つておる折柄、とにかく道徳教育を少しでも強化せんければいかぬ。少しでも早くやろう。こういうことなんです。道徳教育

を強化して、それがために弊害を起すというおそれがあればだけれども、これは私は弊害を起すおそれはないと思ふ。従つて道徳教育をやはり四月からやる。そうして進んでいって、そのうちに学習指導要領あたりをこしらえて、そうして完全なものに仕上げていきたいという考え方でいってはおるわけなんです。ですから、それは松永委員の言われる通り、全部の人の異論がないようにしろとおっしゃつても、これは無理なんです。これはきつと議論が相当あります。ですから、これも、こころを何とかがして、こういう世相になつて、ことに青少年の道義心がないとか何とかというところが今問題に取り上げられておる折柄ですから、道徳教育をやはり強化するのは早くやつた方がいいというふうな考へて、やつておることなんです。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは、十分現場の意向を尊重したいと考へて、現に教材等調査研究会でも小学校、中学校の先生方も十分、教材等調査研究会で三十数回非常に御熱心な御討議の後によりやうな成果が出たわけでございます。現場の意見も十分取り入れて、現場の先生方がこれでやれるというお考えのもとにやられた。

○松永忠二君 大臣にちよつとお聞きしますが、今まで議論されてきたのは、道徳の時間を特設するかどうか、あるいは教科を作るかどうかといふことについて、非常に意見を言つてきたのです。そうして議論されてきた。その議論を一本にしぼるといふことは百年河清を待つがごとしとおっしゃつた言葉もある程度、あるいはそういう意味においては該当する場合があるか

もしれない。しかし現実にそうではない。あなた方は一つの教科として、特設教科として考へて、一つの内容、試案の具体案を作られた。その具体案については、やはり取り扱っているいろいろな者が意見があるわけなんです。ちよつと勤務評定と同じなんです。勤務評定を実施するか、実施しないかといふことについて議論がある。同時に、勤務評定の出してきた試案については、やはりいろいろ異議があるわけなんです。ちよつとこれは実施要綱といふのが出てきたので、これについて、これは一つの案だから一つ研究してみ

てくれぬか、それでしばらくとにかく討議してみてくれぬか、そうしてわれわれの意見もまとめて、八月にはこういうものを作つて出したいというふうな、まだわかるんじやないかと私は思ふのです。それを百年河清を待つがごとしなどというふうな、あなたはそういうことをおっしゃるが、実際にはそういうことではないと思ふのです。あなたは、いろいろ今まで教育の現場そのものについては、あまり明らかでもないし、あなたが理論というものの、理屈というものを対しては、はつきりわかられていると思ふのです。そういう意味から言つて、私は教科を置くか、置かないかといふことについては、百年河清を待つがごとしという言葉も必ずしも認めないわけではないけれども、実施要綱の出でた現段階において、これを文部省は一つの案として現場に渡し、多くの教育者の意見を聞き、そうしてなおかつ、今後法的な準備も整えておやりになるということならば、筋も通つてゐる話なんです。それを実施要

綱が出てきてゐる現段階において、これを皆の意見を聞くというふうなことをしないで、そんな理屈を言つたつて、百年河清を待つがごとしというふうなことで私ははわからない、話が筋が通らぬと思ふ。

それからもう一つお聞きしたい点は、私たちは決して道徳教育を充実することについて反対しているわけじゃないのです。従つて道徳教育を充実させる方法として、いわゆる今お話の出でた一つの試案を出して、これを一つ皆努力をしてみようか、あるいは校長にもこれを一つやってみてくれぬか、委員会でもやってみてくれぬか、ただし、異議があればいろいろ聞きましようというふうな、そういう立場から、自由な一つの試案として出していくというところが、道徳教育の充実になると思ふ。文部省は文部省としての考え方をまとめて、世の中に発表していくということについては、私は決して異議のあることではない。しかし直ちにこれを、法的にも疑義がある時期に、拘束力ありと断定するやうな言い方をして実施していくといふことについては、これは真の道徳教育の充実にはなるまい、現実には道徳教育返上というふうな意見が出てくるもの、そこに私は原因があると思ふ。手段、方法を尽さぬといふところに、あまりに急ぐといふところに、問題が出てきていると思ふ。

だから二つにお答え下さい。今までのことは、教科を作るとか、作らぬとかいふようなことについては、それは一本にすることはむずかしいでしょう。しかし出てきてゐる試案を、十分に皆さんから議論をいたして、そう

してその意見をまとめて一本として、将来学習指導要領に表わしていくという方法こそ、最も慎重なるべき態度ではないかと思う。

同時にもう一つは、道徳教育充実の方法としては、そういう文部省の一つの案を自由な立場から批判をさせ、そうしてこれによって投げかけていくということが、これこそ、そういう中から一つの道徳教育の方法を考えていくやり方の方が、ずっと私は道徳教育の充実になるといふふうに考えているが、この二つの点について、大臣の一つ率直なお考えをお聞かせ願いたい。

○委員(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて。
○國務大臣(松永東君) 今、松永委員の仰せられた現場の先生方の意見を聞くのがいいことは当然です。それは私ももつともだと思つております。であればこそ、教材等調査研究会ですか、これあたりでも、この研究会の委員の人々は、それぞれ長い間、いわゆる俗に言へば、年季をかけた教育者です、そうして、それぞれのやはり体験を持つたエキスパートです、こういう人々の意見を十分承わつて、そうしてその意見に基いてこれを実施しようというのです。ですから、私は現場の先生よりもっと上の、現場を長い間勤められた人々——上とか下とかというものは別です、そういう人々の意見を聞いた以上は、それでいいのじゃないか、こういう気持ちなんです。そうして、さらに、今仰せになりましたのは、もつと相談してやった方がいいんじゃないか、こういうお話であります

が、その相談が、要するに私どもが拘束力を持たないということとは、その点にある、委員会の方に、これを私の方で通達をいたしまして、それで各都道府県の委員会が、これはもう少し研究しようというふうな気持ちでやられるなら、これはやむを得ません、拘束力はないのだけれど、ですけれども、私の方には、大体の都道府県では了承してくるものだと思うので、承けておられます。そうしてそれまでの間に、われわれも、八月までは学習指導要領を準備させて、そうして実施に移したいというふうに考えております。

○松永忠二君 それを文部大臣、局長は形式論だと、こう言うのじゃないですか。私たちの、それに対していろいろ言うことを形式論だと、こう言つておるのです。どうせやるにきまつておるものなら初めからやつてもらつたらいいのであつて、それを返上だとか何とか言うのは形式論だと、こう言うのです。いろいろな意見を聞いて、そうして慎重にやつていきたいと大臣の言われている、そのことを、そういうことをやろうとすれば、こんなことを言うのは形式論だと、あなたも教師が言うことを非難するようなことを……、教育委員会あたりだつて、どうせやらなければならぬのだから、規則がないからやらぬなんと言ふのは形式論だと……、そうして、そのことについて、いろいろできるかできないかということをやすることも形式論だと、こう言うのです。その言い方はどうですか。
○國務大臣(松永東君) 形式論とか実質論とかという議論は、見方によつてはいろいろありましようけれども、とにかく今まで私が申し上げたことが、事

実の真相なんです。またわれわれはそう考へておるのです。

○松永忠二君 そこで、そういうことなら、一体この通達は何ですか。「昭和三十三年度から、「道徳」の時間を特設し、道徳指導の充実を図る」と、この結論に基き、なおよろう学校その他「それぞれ、小学校および中学校に準じて実施することとする」と、こういうふうに書いてあるのです。もう知事や校長なんか三月十八日に出している通達には、「実施することとする」というのは、一体どういうことなんですか。そういう表現で通達をしているのですか、大臣。

○國務大臣(松永東君) 私の方の念願するところは、道徳教育は一日も早く実施したい、それでそういう通達を出したわけなんです。しかしながら繰り返して申し上げる通り、それを都道府県の委員会で御採用にならぬとしても、拘束力を持つておりませんから、これはやむを得ない、これは私たちの繰返しして申し上げておることです。しかし念願としては、ぜひそうありたいものだ、そうしてもらいたいものだ、ということをおわれわれは考へております。

と思つているが、この問題について、十分委員会として議論をされて、できるだけ実施をしていく方向に願いたいというふうな、そういう言い方ならいいと思うのですが、そんなことは何も書かぬで、実施するのだと、こういうふうな書いてある。このごろのいろいろなものが、そういう傾向にあるのです。私たちは、そういうことについて、非常な不安を持つてゐる。ただ、私たちが話しているのは、今、この教科書問題だけれども、実は次々と幾つもそういう問題を持つてゐるのです。目に余るものがあるのですよ、こういうやり方は。

○國務大臣(松永東君) それは、通達の点まで一々私が見るというわけにはいきませんので、実は局長まかせなんです。そうして、それも、正直なことを申し上げますが、通達が出て、まあ問題になつてから見ると、これがほんとうでございませう、実際は、それです。しかし、こまかな通達は見まかせしてやつてゐるものであることだけは間違いない、それはもちろん意を体してやつております。そこで、今問題になつてゐるのは、これは教育委員会と教育長の方に出した通達なのであります。でありますから、教育委員会や教育長なんというものは拘束力があるのかないのかというところは、ちゃんと承知をいたしております、承知いたしておるはずなんです。従つて、これに法律解釈までつけ加えてやる必要はないと思ふ。ちゃんと文部省の意のあるところ、念願するところを通達すれば、それによつて都道府県の教育長及び教育委員

会が善処されるものというふうに私は考へております。

○松永忠二君 そう文部大臣はおつしやるけれども、現実を受けている立場の者はそういうふうな考へておられないのではないですか。現実にはこういうふうな通達が知事やそういうふうなところに出てきて、何々を実施するということになつておれば、これをその法律的な根拠はちゃんと知つてゐるのだから、そんなことまで書かなくてもいいのだというよりも、むしろ、そういうものだと、そういうふうな、そういう気持ちを表わすことの方が大臣の考へておられるようなことが実施される結果になるのではないですか。私は、一々何も通達をこらんにするということとは困難だということとはもちろんだけれども、しかし、現実にはこの通達が大きく影響してきてゐるので、いろいろ今までも問題になつたわけなんです。だからこういうことについては、やはり十分注意をしていただかなければならぬし、内藤局長、一つ形式論だというふうなことは、そういう言い方をお改めになるという気持はございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 私が申し上げたのは、お話のように、指導要領ができるまでの間、これはこの通達でやつていただきたい、そこで指導要領ができたら学校教育法施行規則を改正して、道徳という特殊な科目を設けるのです。で、それによつて指導要領で教育課程編成の基準が明示されるわけでありませう。それまでの間における暫定措置としてこの通達を出したのであります。しかも、その通達の内容は、先ほど来申しましたように、指導要領の内容と基本的には同じものである。

私どもはかような見解のもとにござい
ますから、施行規則なら守るけれど
も、通達なら守らないでもよろしいの
だということ、私はわざわざ言う必
要はないのではなからうか、内容的に
同じものなら、やっていたらどうか、
私どもは勉めるのが、私どもの職責だ
と考えております。

○松永忠二君 もう一つ。そうする
と、そういうふうにして通達を出され
て、それがいろいろと議論をされて、
それでいくということ、その中からい
いものを見つけていくということ、こ
れは形式論ではないのでしょね。

○政府委員(内藤三郎君) 私ども
は、今のところ教材等調査研究会で練
りに練った案でございまして、あの
案を指導要領の改訂の場合にも変える
意思はございません。

○松永忠二君 指導要領を要するとき
にどうだというふうなことを聞いてい
るのではないのです。そういうふうな
ことをやるということについては、今
大臣の言われたように、これはそうい
う方法を尽していくということが建前
であるし、そういうことが形式論だとい
うようなことは私は言わないと思
うのです。これはどういふことな
のですか。昭和三十三年度から、「道徳」
の時間を特設し、道徳指導の充実を図
る。昭和三十三年度から、「道徳」の時
間を特設し、「とこういふふうになん
と書いてある。「特設し」ということ
は、特設する、ということでしょう。
それからさっき話した、「それぞれ、
小学校および中学校に準じて実施する
こととする。」「こととする。」「こと
は、一体この表現は、今の言ったこと
に該当した内容の表現ですか、適当な

表現だとあなたは思いになります
か。

○政府委員(内藤三郎君) 私は適当
な表現だと考えております。

○松永忠二君 そうなつてくれば、な
ぜ適当なのですか。実施をするとい
うようなことは、文部省が実施をする
というのではなくて、実施をするよう
に要するというのが当りまえでし
ょう。

○政府委員(内藤三郎君) これは学
習指導要領の運用の基準の問題だと思
うのです。現在の学習指導要領の中
で、小学校の場合は各教科があつて、
教科活動と教科以外の活動がある。教
科以外の活動——中学校の場合は、こ
れは特別教育活動ということになつて
おります。これが大体三時間程度であ
る。その中で一時間は従来の生活指導
をやつておつたわけです。この生活指
導のために時間を特設されておるわけ
です。この生活指導を道徳教育として
明示する、こういうことは私も指導
要領の運用基準の問題だと思いま
す。これは文部大臣の権限でもってで
きると考えております。

○松永忠二君 そんな内容のことは、
私は聞いていないのじゃないのですよ。
それなら特別教育活動の中に道徳時間
を特設し、道徳教育の充実をはかるこ
とを要する、こう言えはいいので
す。なぜ、そんなことを何も書かない
で、特別教育活動の中でどうするとい
うことも、何も書かないで、「この結
論に基づき、小学校及び中学校におい
ては、下記により、昭和三十三年度か
ら、「道徳」の時間を特設し」と書いて
ある。何も特別教育活動の中でどうと
かこうとか、そんなことが何もなし

に「道徳」の時間を特設し、「特設し」
という事自体は、法律的には、そんな
あれはないじゃありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) これは学
習指導要領の編成権は文部大臣が持つ
ている。その学習指導要領に教科とか
教科以外の活動についての相当詳しい
規定があるわけですから、その中で
私どもは教科以外の活動、あるいは特
別教育活動の中の一時間の時間を道
徳教育のために特設する、こういう解
釈基準を出したのであります。解釈基
準は、これは文部大臣の当然の権
限だと思ふ。そういうことをしない
らば、現場の教育委員会は教育課程の
編成について非常に困ると思ふので
す。ですから、困らないように、これは
基準を出すのが、私は文部大臣の職責
だと思つております。

○松永忠二君 その解釈が規則として
正しい法的な準備が整うものは、これ
は学習指導要領が出てからじゃありま
せんか。学習指導要領によつて、その
正しい活動が法的に規則として正しい
ものとして現われてくるのだから、そ
こで法的な拘束がないというふうなこ
とを言わざるを得ないので、だからそ
ういう解釈をすることを正しいものと
して表現してやつていくのが学習指導
要領というものであります。その学習指
導要領を作る権限があなたの方にない
ということを書いてあるのじゃないの
です。学習指導要領というものを改
める意図に解釈いたしましたから、こ
ういう解釈ですから、それで「道徳」
の時間を特設し、「とこういふことでは
ないじゃありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) こういう
意味なんです。それはお説のように、
学校教育法施行規則を改正して、道徳
という特殊の教科を設け、またこれに
ついての指導要領を作つていくのが、
これが筋でございます。しかし、これ
までの間は、この道徳教育を推し進め
るためには、現行の学習指導要領一般
編によらなければならぬ。学習指導
要領の一般編によりますと、教育以外
の活動というワケがあるわけなんです
。その教育以外の活動、あるいは中
学校の場合は特別教育活動、この三時
間の中から一時間をさいて道徳のため
に充ててほしい、こういうことに充て
るよいうという意味のこれは解釈通牒
なんです。

○吉田法晴君 学習指導要領の解釈と
いうことで特設をし、それから指導要
領の変更、学校教育法の改正までもや
りたいということのききのう言われた
のですから、自分の権限の範囲内を越え
て教育を勝手に進めよう、あるいは法
律の改正までもやつていく、その方
向にやつていく、ここに戦前のとも
かく何といひますか、一方的な教育行
政の危険がひそんでおるといふことを
私は申し上げて参つておるわけであ
ります。一番最初伺ひました文部大臣の答
弁と、それから局長のきのうの話と違
うじゃないかという点、まだ明らか
になつておりません。これは文部大臣
のそのときの答弁は、こういうこと
であります。松永君の質問に答えて、前
の方は省略いたしますが、「それは端
的に申し上げます」といふと、拘束力
を持つておるわけじゃございません。そ
れははつきり申し上げておきますが、
しかし、私の方では、ぜひ一つ各都道
府県の学校あたりで取り扱つてもらい
たいという要望をいたしておるのであ

ります。しかしながら、近く学校教育
法第二十条の規定に基づいて学校教育
法施行規則の一部を改正し、法的根拠
後には明らかにしたいと思ひます。そ
うなりますという、もちろん拘束力
がありますけれども、それまでは拘束
力があるというところは言えないので
ございまして、はつきり拘束力がないとい
うことを二へん繰り返して言われてい
る。食い違つてゐるのだから、そこで
合わせるように、御相談を願ひたいと
思ひます。今の局長の答弁では、きの
うの話はわかりませんけれども、どう
せ指導要領をあとから直していくのだ、
だから指導通達に反するということは
あり得ぬのだ。拘束力がないというの
はそれは強弁だ、と、こういう言ひ方、文
部大臣いいですか。それで、と、あ
とからとに指導要領を要するから、
同じ道徳教育を時間を特設してや
れということは、そういう通達にこれ
は拘束力を持つという答弁だ、ある
いは少くとも拒否することはできぬ、こ
ういふ言ひ方をきのうしてゐる。それ
から、今もそうしてゐる。こういうこ
と、これはあなたの御意思ですか。あ
なたの答弁と食い違ひませんか、こ
れは文部大臣。

○政府委員(内藤三郎君) 私の発言
だから、発言についての……(大臣
が言うて、あとから言つたらしいだろ
う)と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 局長じゃない、局長
じゃない。大体なまじきだよ、大臣の
答弁と違ふような発言をしたり、今の
ような答弁をしようにする。(局長に
聞いておらない、答弁しないでもい
い)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(松永東君) それは私ども

の考えは、通達と学習指導要領とは変らぬと思っております。変らぬだらうという私は考えをしております。変らないと。つまり通達の意味も、学習指導要領を八月までに作りますが、それもやはり通達と同じような意味にとれる、こういうふうに確信持っております。

〔委員長退席、理事竹中勝男君着席〕

しかし、通達は拘束力を持たない。それはもうこれはこの前も申し上げてお通りなんです。その点はちつとも変わりません。しかし、いろいろな、八月までのうちに、その規則、内容等によつて拘束力を持つようになるであらうということだけは、これはもう予期されることだと思っております。ですから変りませぬです、私の考えは。

○吉田法晴君 通達を出した、指導要領を変えたい、これはわかる、その指導要領の内容は通達と変らぬ内容のものにしたい、これはわかります。しかし、いやしくも本会議で言われた拘束力を持つた拘束力という質問に対して、拘束力を持たないとはつきり答弁された。それがくつがえることは今でもないでしょう。おそろくそうだと思います。そうすると、きのうは拘束力があるかのごとく発言をした局長の答弁、それから先ほど、今もあなたは局長の内容は同じだということを言われまして、たけれども、内容が同じだということ、拘束力、効力というものは、法的な効力は同じだということは言えぬじゃないですか。あなたの言われたこと、本会議で大臣が答弁されたことは、これは日本の国民に対して一つの大きな権威を持った答弁、それが局長

なら局長の解釈によつて変えられる、あるいは教育委員会あるいは指導主事なり、いろいろな関係者が集まつた昨日、大臣の答弁、先般の答弁と違つたような発言がなされるということとは、これは許されぬことじゃありませんか。

○国務大臣(松永東君) それは吉田さん、私の言つたことは、この前言ったことも今も変わりません。それは私の信念がそうですから、変らうはずがございませぬ。すなわち、拘束力を持つて、さういふことを申し上げて、さういふので、さういふ何とのかの会で局長が言われたこと、それも拘束力があるということを言われたとは私は思つておりません。やはり拘束力のないということだけは私の意見と一致していると思ひます。

○吉田法晴君 私の意見と一致をしては、さういふ言われるのですが、きのう聞いておられたのですか。

○国務大臣(松永東君) 私は聞いておりません。

○吉田法晴君 聞いていないんでしょ。そうすると、これは新聞が、手元にありますのは毎日、日経、それから読売ですが、おそろくこれだけの新聞が報じたのですから、ほかの新聞もまあ聞いています。千名近い教育関係者が聞いています。そこで拘束力があるような発言をしたとすれば、それは局長として、何と申しますか、これは行き過ぎであり、あるいは多少責任問題も伴いますけれども、教育問題について発言、あるいは指導的な発言をしたのですから、これは問題だと思ひます。いになりませんか。

○国務大臣(松永東君) これは何せやう

うべの夕刊に出たのでございましょう。ゆうべの夕刊は、御承知の通りわれわれの大みそでありまして、これはもう御承知の通り九時まで夕刊見ないのです。従つてどういふことを局長が言われたか、新聞に出てくるかというところとは見ておりません。よく研究しましてお答え申し上げることにいたします。

○吉田法晴君 それでは、さういふことにはいたしました。速記がとつてあれば速記、それからNHKなりあるいは民放なり、放送していると思ひますから、録音があると思ひます。だから、その録音を取り寄せて、これは後日検討をしたい。また、大臣の意見を伺いたい。大臣としては、間違つたことを言うはずがない、拘束力があるのだ、さういふことを言うたはずがない、さういふ答弁、さうすると、そのほかにも言つておられることですが、その辺は多少、これは言葉のニュアンスで、きのうは拘束力があると言つたのじゃないのだ、どうせ指導要領が変るのだから、その内容は同じなんだ、さういふ言ひ方をしたのだという先ほどの答弁、それは実際言つたことを取り寄せてみないと断定ができません。私は、最初に申し上げたように、教育といふものは、少くとも新憲法のもとにおける教育といふものは、文部官僚が一方的にさういふことにしたいといふことのできるものじゃないと心得ております。教育の問題が基本的な問題として憲法に規定をされ、あるいは国会として議論をされるのは、これは民主教育にという私は趣旨、制度だと思ひるので

す。これは御異議ございませぬ。さうしますと、私は実は道徳教育の内容については、あまり問題はないのかと思ひました。ところが、この間参考人を呼んでいろいろ意見を聞いておる間に、小学校道徳実施要綱等を拝見しておりました。あるいは答申の中に出てきておる共同体理念、その共同体理念の中には国とか、あるいはなくなつておる家族とか、さういふものが入つておるんですが、指導実践要綱案の内容を見ておつても、私は昔の危険なやつばかり共同体概念、あるいは上から押しつけるという教育方法の面があるように私は見てきた。それに教育行政のあり方として、さういふ道徳教育をやりたい通達を出したが、結局それは指導要領で変えていくんだ、あるいは学校教育法施行規則の改正もその通りにやるんだ、それから道徳科を作るが、その教科については検定制をやりたい、さういふことがきのう言われておる。さうすると、昔のさういふこれは修身科に通じます道徳教育を、文部大臣の意思にかかわらず、あるいは国会でどういふ議論がなされておると、あるいは世論の中に異論があろうと、文部官僚が大臣の意図を越えてどんどんやつていく、規則も変える、法も変えるんだ。さういふことになりさうですが、これについて文部大臣どういふ工合にお考えでしょうか。

○国務大臣(松永東君) 私は今申し上げたように、その新聞を読んでおりました。その局長の言つたことを聞いておりました。従つてその判断ができませんが、お説の中にありましたように、教育法を変えようとか、何とかいふ

ことは、これはまことに容易ならぬこととでございます。それはなかなか大へなことなんです。今の学習指導要領とか何とか、これはまあ大した問題じゃありません。大した問題じゃありませんから、(大した問題だよ)と呼ぶ者あり。それは、大したものでないといふことは、そんな効力を蔑視して、さういふことは、そんな手続にしておいて、大した手続をせんでもさういふことであるからと、さういふ意味です。ですからその内容や、その効力が大したものではないといふことは、さういふことには通じているところの今の教育法を變えようとか何とかといふことは、これは非常に重要な問題です。ですからそんなことを局長が軽々しく言うはずはないと思ひます。

○秋山長造君 私はこの問題がさういふ問題を起すといふのは、私はさういふ問題を受けて、忠実に職務しなければならぬ文部官僚、内務局長筆頭に文部官僚が、大体最近いろいろな問題で、やれ通達だとか行政措置だとかいって、さういふものをあまり乱用して、さういふものを使つて、さういふものを全く空文化してしまつて、さういふあまり通達行政を乱用し過ぎていると思ひます。これは全く目にあまるんです、大臣。私も率直に言つて目にあまるんです、そのやり方といふものは、で、大体ついでこの間まで今度の道徳といふものは、道徳といふ時間の特設であつて教科じゃない、独立教科にはしないといふことを大臣は言明しておられた。ところが、きのうのこの会合では、早急に法律を

改正して独立教科にするのだというところを局長が言っておられる、実際これは、一つ国会で今こういう問題を議論しておるさなかに、きょうはここへ来て別なことを言う、あしたはまた外へ行ってまた違ったことを言う、われわれ国会を侮辱しておる。国会を侮辱しておるだけじゃない、これは部下として大臣をないがしろにしておると思う。私は僭上もはなはだしいと思う。

大臣一つその点は、これはもう大臣も、昨年来御就任になって今日までやってこられて、これは言うても言わぬでも自分の部下です。どこまでが限度で、どこからが限度を越えておるというところはわかると思うのです。だから、大臣がここへ出てきて局長をおかばいになるという気持はなかなかあるわしい。うるわしいけれども、そういうことだけでこういう重大な問題を適当に、いかげんに笑ひ話してやり過ぎされては困ると思う。だからその点ははっきり大臣として私はけじめをつけていただきたい、やっていいことと悪いことと。

それから、特に内務局長あたりが、いろいろな会合へ出て言っておられるというところは、まことに大臣は知っておられるのだからと思われ、大臣、その点をもう少し目を光らせて、そうして締めるところは締めてもらいたい。内務局長は、これは、あなた自身の信念は信念としてけっこうでしょう、内藤初局長としての発言は、もう少し慎重にしてもいい、どうですか大臣。

○国務大臣(松永東君) お説のことよ

く承知いたしました。しかし、きのうの問題ですね、これはさっきも申し上げる通り、よく一つ研究しまして、そして果して私らの意向と違っておる点があれば、これは改めてやらなければならぬというふうな考えております。

さらに、一般的な問題として御忠告いただいたことは、よく一つ考えまして善処したいと思っております。(委員長閣連してと呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 私発言を最初求めているのだから……。(そっちに発言を許したじゃないかと呼ぶ者あり)全文は一つ取り寄せて何かしたいと思うのですが、一応新聞に出ていこうかと思つて、こういう発言をされたかどうかは確かめておきたいと思うのです。教育法施行規則の改正はしたいということ、先ほど言われたから、これはまあ言われたのでしよう。それから、近く学校教育法を改正して、道徳を独立教科にしたい、こういうことは、これは毎日新聞でありますか書かれておりますが、そういうことを言われた覚えはあります、ありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) そういう事実はございません。

○吉田法晴君 もう一つ、これは読売の方ですが、ちよつと前から読みますと、「早急に学校教育法施行規則を改正して道徳を社会や国語と同じような通常の教科としたい」その次に、「副読本については各教委の承認制にするよう通達したが、それでも弊害があれば将来は検定制とする場合もある」という報じておりますが、この道徳の副読本について検定制とする場合もあると、こういう発言は、これはいかがでしよう。

○政府委員(内藤三郎君) それは申し上げました。実に今道徳教育の教材が、いわゆる副読本が町には入らんして、非常な弊害があると私も聞いておりますので、私もとしては教育委員会の承認にかからしめるようにいたしましたのでございます。これで私も大体そういう弊害は防げるという確信を持っております。しかしながらそれでもなおかつ弊害が起るならば、そういう検定制のことも考えなければならぬ、検討しなければならぬと、こういうことは申しました。

○松永忠二君 これは重要な問題だと思つて、道徳の副読本を検定制にする、そうすると、一体検定の順序というものは、ちゃんときまつておるわけですか。そうしてしかも、そういうことからは教科書を作つてやうていくために、三十六年、三十七年というふうに出てきておる。こういうことは一体、さっきの話に戻るのですが、大臣、御承知ですか。道徳の副読本を検定にしている場合もある、そういうことを考えている。(そういうことはまかしてある)と呼ぶ者あり)まかしてあるなんて、そんなばかな話はない。そんなばかな話がどこにある。実際それは大臣御承知ですか。

○国務大臣(松永東君) この副読本を検定にすると何と何ということは、一つもまだ話題にも上つておりませんし、これが弊害があるということは、いろいろ新聞なんかで聞いております。何とかせなければならぬと思つておりますが、今局長が申し上げました通り、学校の先生方にその採択方法を考えてもらふというふうなことも一つで、検

定をするなんということは、私今考えておりません。

○松永忠二君 もう一つ、今話が出てきたので、教科にすると、しかも、それは教科書を使わないで、免許状を必要としないから、特別教科でやつていけばそれでいいのだと、……話をしないで下さい……、さつき秋山委員から出たように、独立教科にはいたしませんと、こういうふうに大臣はたびたびお話があった。これは御承知ですか。

○国務大臣(松永東君) それは、今日のところは、この前申し上げた通りに、私は考えております。

○松永忠二君 この前申されたということは、独立教科にはしないということと、教科にはしない、打ち合せをしなればわからんようなことを大体勝手に発言しておることに問題があるでしょう。一番大事なところで、これが一番重要なところじゃないですか。教科書を使わないし、これは教科にしたっていいのだと、教科にはいたしませんと大臣の言つたことに對して、そうではなくて、教科にするのだ、教科にしてもいいのだというところを局長が言われたのがね。ところが、今まで明らかにしてこられたのは、道徳の時間を教科にはしないというところですが、それとこれとどういう関係にあるのですか。

○国務大臣(松永東君) 私が今日まで申し上げておることは、それは四月から実施をする、そうして四月から実施をして特別な時間をさいて、すなわちホーム・ルームあたりの時間の中でやる、しかしそれは特別な教科にはしない、こういうことを申し上げたのです。しかし、この何といひますか、

施行規則を改正して、そうして独立な教科にするということも考えたいと思つております。しかし、今四月から実施する、それは独立の教科にしようという考えは持つておりません。

○松永忠二君 それはそういうふうには言われるのだと、大臣、教科にしないというところは、学校教育法の施行規則を変えて、そして教科という名前にしないということをおつたことなんです。それじゃ、教科にするということと、今までのしないということとは、どういう意味でしないと言つたんですか、その内容はどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(松永東君) それは、今の四月から実施するのは、さつきから論議しております通り、拘束力を持たぬ、なるべくならやつてもらいたい。こういう意味で、それで都道府県に通達を出した。従つて、その間は、施行規則をきめるまでは、それは教科にはしない。これは、だから、施行規則をきめて、学習指導要領ができ上れば、それは別の考えをしなけりやならぬ。

○松永忠二君 これは大臣、こういうことなんです。今まで言つたことは、要するに教科にしないということと、しかも、拘束力がないことは、学習指導要領というもののの中へ道徳という一つの項目を入れるというふうなことでこれからやっていきたいと思つて、しかし、それを道徳という一つの施行の規則を改めていくということについては、この八月以後にそういうことをやろうと考えておられたのではなくて、現に初局長も、私が質問したときに、将来はあり得るかもしれぬと

だ言っただけなんです。もちろん、大臣が教科にしないということは、要するに学習指導要領の中にあらためて道徳というものを一つ項目を入れると、そういうことであって、決して図画や国語なんかと同じように教科にはいたしませんというのを言われておったのです。そうなるべくとていうと、私もいろいろ速記を調べて大臣にお聞きするわけですが、そういう建前で教科にしないというふうにわれわれもと、一般もとってきたのです。

○国務大臣(松永東吉) それは、私が今も申し上げた通り、とにかく四月から始めたい。それまでの間は、学習指導要領に基かないんですから、従って施行規則並びに学習指導要領を改正して、それから独立の教科にするとかせぬとかというところは研究したい。しかし、それまではこれは拘束力はない。従って独立の教科にするのではない、こういうことを私は申し上げたつもりです。

○松永忠二君 そういうふうな今の大臣の御発言ならば……、ちょっとやめて下さい。

○理事(竹中勝男君) 私語はやめて下さい。

○松永忠二君 そういうようなことであるならば、今おっしゃったように、これからそういう教科とか、法律とか、規則を改めるということについて、今言う通り考えていきたいというのが腹だというならば、独立教科にして、施行規則を改めて、そうしてやるんだということを言ったことは、局長が明らかに大臣と違った発言をしておるのではありませんか。その点はまた再度、吉田委員から御発言があったよう

に、いろいろなものを調べて一つお聞きすることにしたと思うのです。いざにしても、私は秋山委員が言われたことに全面的に賛成であって、特に、私がさっき申し上げたように、私は決して文部省が基準を作ることにはこうとうというのを言っておるわけではない。あらためて私はいろいろ基準というものは何だかというのを、機会を見て聞きたいと思う。参考人を呼んだときも、梅根氏は、これはあくまで基準だと、それは基準であるというところが規則で定められてある。学習指導要領が自由じゃないとか何とか言われるけれども、学習指導要領を改めれば、教科も教育内容もみなどん変えていくことができるのです。その変えていくことができるものが、現実の勝手に作られて、それをそのままやるのだということになったら、そういう意味の基準だということになったら、それこそ、文部省が学校の教育のすべてを支配するという結果になる。やはりそのところは、地方の実情に即し、小中学校の意見を聞き、そうしてその中で基準を重んじながら実施していくというところの必要さを、私も感じているわけです。だから、そういう意味では、私たちは文部省の権限を云々しておるのではなくて、その権限に基く実施の仕方、それとまた一般の世論等を含み合せて、真に道徳教育を充実する方法として、今文部省がとられておる手段方法がいかにどうかということについて、われわれ意見があるわけですから、道徳教育を充実することについて異議を申し立てておるのではないのです。ただ、大臣はあまりに私はこ

ろいろな面で非常にフリーにものを考へられておるところを、私たち敬意を持っておるわけなのでありますから、この問題についても、やはりもう少し退いて大局を見て、そうして万全の措置を講じながらやられていくということとを切望するわけです。機会をあらためて、一つこの問題については、実際のわかつたところで、私は再度意見を聞いていきたいと思う。きょうで明らかになったことは、教科書をどうの、検定制をどうのということとは、全然文部大臣はまだそんなことは考えていない。それを局長が言った教科の問題についても、なお再度はつきりさせていきたいと思う。

○秋山長造君 議事進行。ただいまの大臣の御答弁ですけれども、これは私は大臣がきかれて円満な常識人でございまして、常識的に大臣にお話ししたい。大臣が従来おっしゃったのは、ただこの四月から実施する道徳という格好をつけた、道徳という時間がどうのこうのということもありましたけれども、それよりもっと本質的に、政府が今考えておる道徳教育というものは、特別な教科としてやるつもりはないのだ。独立した教科としてやるつもりは立っての御答弁が再々されておる。今もそのお気持だと私は信じておる。ところが今度の、今の御答弁を聞いておりますと、局長から受け売られて、そうして、いやそれは今日ただいまの時点において言ったこと、先のことは別だというふうなお話なんですね。それでは、私は大臣の言葉にも、信用をどこまで置いていいかどうかかわかんと思う。そういう御発

言であつたら、今後、いろいろ法律案が出ておるのですが、どういふ法律案に対する御答弁にしても、全部きょうただいまの、この席だけの御答弁であつて、あすからあとのことは、またひっくり返るかもしれない、全く逆のことになるかもしれない、言々々々、何々々々大臣のお言葉に対して私どもは猜疑心を持って、ああでもなからうか、こうでもなからうかという猜疑心を持ってお聞きしなければならぬということに私はなると思う。大体常識的に考えまして、大臣がついてこの間まで道徳教育特は別な独立した教科としてやるつもりはないということをおっしゃつておるのに、すぐその舌の根も乾かぬうちに、内務局長がよその席に出て早急に法律を改正して、そうして独立した教科にするのだということを発言をされるということは、何とひいき目に見ても、これはあまりにもおかしいと思う。不統一だと思ふ、階上ものだと思ふ。しかし、そういうことをここで議論を今続けまして、これは大体さっきの吉田さんのお話しじゃないけれども、言つた、言わなかったというところになって参りますから、私はこれはきわめて重大な問題だと思ふので、大臣が従来国会において私どもの質疑に対して御答弁になつたあとを、十分私ももう一度あとづけてみたい。同時に、昨日の会合で大臣が発言をされ、また、局長が発言された内容についても、早急に資料をいただいて、そうして、それらの点を十分私どもは慎重に検討した上であらためてこの委員会に臨みたい。従いまして、議事進行ですが、本委員会は直ちに休憩に入つていただいて、そうして、その休

憩の時間内に「反対々々」と呼ぶ者あり」黙まつて下さい。

○理事(竹中勝男君) 静粛に。

○秋山長造君 そうして、その資料を出していただいて、そうして、十分の検討時間を与えた上に再開していただきたい。(賛成、委員被暴)横暴は取り消した方がいい(と呼ぶ者あり)

○理事(竹中勝男君) 議事進行についてお諮りいたします。ただいまの秋山君の発言について、議事進行についてお諮りいたします。

もはや、重要な発言が行われて、それに対する資料が不十分であるからして、この資料を確実にして、その上にこの重要な問題を審議するために休憩をしたいという発言ですが、いかがいたしますか。

○大谷資雄君 私は先ほど来数度発言を求めております。そこで、私は委員長長の態度について申し上げたい。私は、先ほど来、数度発言を求めておりますものにもかかわらず、それを少しも委員長は取り上げずに、そうして関連連で議事進行という名前によってお許しになる。私は、やはり委員長は公平にやつていかんと、当委員会の円満なる審議というものができぬ、かように思ひます。私は、今の秋山委員の、なるほど、時間はたつておりますけれども、私も重要な意図を持って、発言を先ほどから数回実を求めておる。従つて、今の休憩するということ、これはまあ、私は了承しますけれども、とにかく、もっと議事の運営を公平にやつていただきたい。委員長というものは、野党のお方であっても与党の人であっても、これは超党派的に発言を許されるということが、私は

妥当だと思う。従って今後そのようなお取扱いをいただきたいことを申し上げておきます。

○理事(竹中勝男君) ちよつと待って下さい。今、委員長の、発言の指名に關してのお言葉であります。私は議事の規則に従つて吉田君が最初に発言して、そして質疑の続行中に関連質問が出ておつたのです。関連質問が終息するまで、大谷議員の発言を私は待つておつたのです。関連ということをお話しないのですから。すべて関連の質問になつておつた。そして、議事進行の発言があつたから、それを先に取り上げたのです。これすべて関連なんです。

○大谷實雄君 私も関連や……。

○理事(竹中勝男君) いや、それは、あなたは関連と言われたいのです。

○大谷實雄君 こつちも言われたい。秋山さんも言われたい。

○野本品吉君 これは私の思い過ごしかもしれないけれども、秋山委員の御発言は、ただいま問題になつております資料が十分に提示されない限りにおいては、委員会における審議に一切入れない、こういう印象を受けておるのであります。これは、私はそういうことではない。この問題に關する審議は、資料を整えてからする。他の問題については審議を続行する。こういう意味に了解できるかどうか、して差しつかえないかどうか、それを確かめておきます。

○秋山長造君 それは反対だ、御返事をします。大体私は今のような問題が出てくるというのが、先ほども申し上げましたように、私は文部当局が不謹慎だと思ふのです、大体率直に言つ

て。大体きのうの国立学校設置法なんかでもそうでしょう。慎重に審議せたいという大臣からおつしやつておつて、そしてきょう特別に時間を設けて、それで、それあげる、それあげるという調子で、時間を制約されて、質問時間を押えて、そして、あげるというように、一方ではやつておられる。で、私もそれに對してすなおに協力しておるんです。それだけ、一方では、文部省から出された法案に對しての審議については、私も野黨に對しても協力を求められ、また、私も今日まで忠実に協力してきておると思う。一方では、自分の勝手のいいものだけは、早くやれ早くやれというやつて、そして片一方では、院外へ出て、大臣の言明と全くうらはらになるというようなことを、勝手に放言して回られる。そういう状態で、この法案だけ早くあげろというのを、全く虫がよ過ぎる。全くそれは人をばかにしていますよ、そんな態度というものは、そういう態度で、そしてこの問題だけは別だから、これはまた適当なときにやつたらよろしい。そして法案の審議は早くやれ——これはおそろく、与黨、野黨という區別があつても、これは国会の立場として、そういう甘い、身勝手な考え方に対しては、私たちは同調できぬと思う。おそろく、これは自民黨の皆さん方だつて、議會人として同調できぬと思う。いわんや、今日の定足数を見てもらなさい。定足数もはつきり欠けておる。こういうような状態で審議を続けるといふことは、もつてのほかだ、直ちに休憩していただきたい。

○理事(竹中勝男君) お諮りいたします……。

○大谷實雄君 この際、私は、湯山委員長おられませんが、この間の参考人に来てもらいましたときに、私は、長田新参考人に對して最後に発言を求め、そして、湯山委員長は、速記を削除を命じました。この問題は、委員會審議の重大問題であり、また、これは當委員會において今後十分慎重に御協議をお願いしたい。このことを申し入れをしておきます。

○理事(竹中勝男君) 先ほどの秋山委員の提案、これは發議者の吉田委員からも強力で求められておる点です。資料が不確実であるからして、この重大な問題についての審議を進行する上においては、資料をはつきり整えたい。それで、それに關連して、秋山委員から、定足数も足りないし、きわめて重要な問題が今提出されているのであるから、資料の整うまで一時休憩をしたという提案ですが、御異議ありませんか。

「異議なし」「委員長々々々」と呼ぶ者あり

○理事(竹中勝男君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(竹中勝男君) 速記をつけて、これで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた〕

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局